

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年5月2日	株式会社山里物流サービス (法人番号6122001020430)代表者 森田 徳昭	大阪府八尾市水越1丁目4番地の1	本社	大阪府八尾市福万寺町南4丁目15番地4	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年5月12日	株式会社TLG(法人番号8120001230031)代表者 黒澤 敬	大阪府枚方市津田東町2-10-11-2	本社	大阪府枚方市津田東町2-10-11-2	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年7月30日及び同年8月20日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(安全規則第3条の3、車両法第52条)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	3	3
令和7年5月12日	東海商運株式会社(法人番号2120001045708)代表者 秦 裕	大阪府大阪市西区立売堀1丁目13番13号	福知山支店	京都府福知山市字長田小字長谷303番地	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年8月1日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年5月13日	株式会社Nashville(法人番号6120001222468)代表者 田中 洋和	大阪府枚方市長尾元町3丁目3番33号	本店	大阪府枚方市長尾元町3丁目3番33号	輸送施設の使用停止処分(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年8月16日及び同年8月23日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の3、道路運送車両法(以下「車両法」)第58条第1項)、(3)(4)点検整備違反【3月点検整備の未実施】【12月点検整備の未実施】(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(6)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	14	14
令和7年5月20日	有限会社クリップ(法人番号5150002010787)代表者 荻野 義一	奈良県香芝市鎌田510番地1	本社	奈良県香芝市鎌田510番地1	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年9月27日、同年10月18日及び同年11月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	3	3

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年5月28日	オーシマエンタープライズ有 限会社(法人番号 2122002006713)代表者 大 島 卓也	大阪府東大阪市布市 町3丁目562	本社	大阪府東大阪市布市 町3丁目562	輸送施設の使用停止 処分(210日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第2項	令和6年9月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある運行の乗務(安全規則第3条第6項)、(7)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(9)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録違反【記録の保存】(安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(12)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(13)(14)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(15)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(16)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	21	21